

令和元年度 第7回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月27日 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (8人)

会長	10番	円丁 委員
委員	1番	水野 委員
	2番	羽鳥 委員
	3番	早坂 委員
	5番	大武 委員
	6番	守谷 委員
	7番	木村 委員
	8番	森 委員

4 欠席委員 (2人) 4番 港 委員
9番 宮尾 委員

5 議事日程

- 第1 会期決定
- 第2 会議録署名委員の指名について
- 第3 事務報告
- 第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地適格法人の報告について
- 第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7 議案第4号 農業委員会の活動計画について
- 第8 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 第9 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長
事務次長 末永次長
農地係長 林係長
農地係 田村主事補

7 会議の概要

円 丁 会 長	<p>ただいまの出席委員数は8人です。定足数に達しておりますので令和元年度第7回総会を開会致します。日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルスの感染拡大が想像以上に広がって、日本経済には甚大な影響を及ぼし、我々の生産物である牛乳また、乳製品、牛肉などに影響が来ないよう願うばかりです。</p> <p>一刻も早い終息を願っております。</p> <p>本日も複数の案件がありますので慎重審議の程よろしくお願ひします。</p>
委 員 一 同	<p>日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。</p>
円 丁 会 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。</p>
小 林 局 長	<p>日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、7番木村建二君、8番森哲也君を指名致します。</p> <p>日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。</p> <p>日程第3、事務報告。令和2年2月3日から令和2年3月26日までとなってございます。</p> <p>2月3日、令和元年度第6回猿払村農業委員会総会をこの場にて開催してございます。出席委員8名、事務局4名となってございます</p> <p>続いて、2月17日から2月18日、令和元年度ブロック別農業業務担当職員研修会を旭川市にて開催してございます。田村主事補が出席しており、農地転用における留意点の説明、農振制度の転用に係る仕組みについて重点的に説明があったという内容になってございます。</p> <p>2月18日から2月19日、認定農業者制度の改正に係るブロック別説明会を旭川市にて開催してございます。こちらも同様田村主事補が出席しており、認定農業者の認定手続きが2020年4月から変更となり、複数市町村で農業を営む農業者の場合、市町村に代わって都道府県又は国が認定手続きを一括で行うという変更になってございます。村でも数件複数市町村での農業を営む農業者がいますが、今後の協議内容が見え次第周知していきたいと考えてございます。</p> <p>続いて2月20日、令和元年度一般社団法人北海道農業会議第3回の理事会を札幌市で開催しております。円丁会長が出席しております、第88回通常総会に向けた議案内容の確認となってございます。</p> <p>続いて、2月26日から3月1日、グリーンツアー婚活イベントを札幌市で開催の</p>

予定でしたが、昨今の新型コロナウイルス感染の状況を見て、開催の中止をしてございます。参加予定として、男性4名、女性4名となってございました。

3月10日、第1回猿払村議会定例会を開催してございます。円丁会長と私の方で出席しており、令和2年度の予算案につきましては可決を頂いた所であります。

3月19日から3月20日、一般社団法人北海道農業会議第88回通常総会を札幌市で開催してございます。こちらの総会は新型コロナウイルスの影響により、集まって開催するのではなく、書面協議で行ってございます。内容については以上です。

円 丁 会 長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小 林 局 長

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。令和2年3月27日提出。猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

今回提出された法人につきましては、株式会社○○○○○○○。有限会社○○○○○。株式会社○○○○○○○。株式会社○○○○○。○○○○○○○株式会社。有限会社○○○○○○○の6社となってございます。これらの内容につきまして、ファイルを回しますので、お時間を頂きましてご確認のほどよろしくお願いします。以上です。

委 員 一 同

(委員一同回覧中)

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委 員 一 同

(異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小 林 局 長

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。令和2年3月27日提出。猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

今回は件数が多い議案として提出させて頂いてます。附属資料の議案第2号に今回の農業経営基盤強化法に関する審査表をこちらに添付してございます。また、位置図

につきましても、こちらの方に添付してございますので、ご確認をしていただければとございます。それでは、議案の方の説明をさせていただきます。

まず始めに、1利の14番。所在地浅茅野。地番3750-3。地目採草畠。地積47,799m²から2筆、合わせて178,293m²。対価と致しましては、賃貸借年140,000円。所有権の移転時期につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日となってございます。譲渡人と致しまして、○○○○さん。譲受人として○○○○さんとなってございます。譲渡しの理由として農地を貸し付けて有効利用を図る。譲受けの理由としては、農地を借受けて経営の安定を図るとなってございます。

続きまして、1利の15番。浜鬼志別809-7。地目採草畠。地積24,948m²。対価につきまして使用貸借権。時期につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして、○○○○さん。譲受人として株式会社○○○○となつてございます。譲渡理由、譲受理由と致しましては先ほどと同じ理由となつてございます。

続いて、1利の16番。浜鬼志別431-59。地目採草畠。地積7,029m²から合わせまして、23筆合計で679,294m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして○○○○さん。譲受人として株式会社○○○○となつてございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となつてございます。

続いて、1利の17番。所在地知来別2019-6。地目採草畠。地積27,549m²から合わせまして、3筆合計で30,564m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして、○○○○さん。譲受人として株式会社○○○○となつてございます。譲渡理由、譲受理由と致しましては先ほどと、同じ理由となつてございます。

続いて、1利の18番。浜鬼志別809-6。地目採草畠。地積24,984m²から合わせまして、15筆合計で209,570m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして○○○○さん。譲受人として株式会社○○○○となつてございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となつてございます。

続いて、1利の19番。浅茅野台地342-120。地目採草畠。地積8,910m²から合わせまして、6筆合計で144,524m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして有限会社○○○○○○○○○○。譲受人として有限会社浅茅野○○○○となつてございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となつてございます。

続いて、1利の20番。浅茅野台地343-120。地目採草畠。地積78,965m²から合わせまして、4筆合計で196,783m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして○○○○さん。譲受人として有限会社浅茅野○○○○となつてございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となつてございます。

続いて、1利の21番。浅茅野台地334-6。地目採草畠。地積73, 340m²から合わせまして、4筆合計で272, 331m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして○〇〇さん。譲受人として有限会社浅茅野〇〇〇〇となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の22番。浅茅野3784-2。地目採草畠。地積38, 935m²から合わせまして、9筆合計で518, 591m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして○〇〇さん。譲受人として有限会社浅茅野〇〇〇〇となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の23番。浅茅野台地343-184。地目採草畠。地積117, 137m²から合わせまして、16筆合計で431, 034m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして有限会社〇〇〇〇。譲受人として有限会社浅茅野〇〇〇〇となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の24番。浅茅野台地2687-11。地目採草畠。地積67, 344m²から合わせまして、5筆合計で141, 887m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇〇〇〇さん。譲受人として有限会社浅茅野〇〇〇〇となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の25番。浅茅野台地342-330。地目採草畠。地積102, 121m²から合わせまして、15筆合計で501, 419m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして有限会社〇〇〇〇。譲受人として有限会社浅茅野〇〇〇〇となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の26番。芦野131-46。地目採草畠。地積5, 071m²から合わせまして、37筆合計で938, 916m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇〇〇〇さん。譲受人として〇〇〇〇株式会社となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の27番。芦野131-30。地目採草畠。地積136, 521m²から合わせまして、18筆合計で667, 897m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇〇〇〇さん。譲受人として〇〇〇〇株式会社となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の28番。芦野131-41。地目採草畠。地積290, 314m²から合わせまして、11筆合計で541, 628m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇

〇〇〇さん。譲受人として〇〇〇〇株式会社となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の29番。芦野2146-10。地目採草畠。地積3, 627m²から合わせまして、25筆合計で579, 531m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇〇〇〇さん。譲受人として〇〇〇〇株式会社となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の30番。芦野175-40。地目採草畠。地積52, 687m²から合わせまして、14筆合計で182, 762m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇〇〇〇さん。譲受人として〇〇〇〇株式会社となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の31番。芦野2139-2。地目採草畠。地積14, 307m²から合わせまして、35筆合計で488, 464m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇〇〇〇さん。譲受人として〇〇〇〇株式会社となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の32番。豊里3528-1。地目採草畠。地積52, 256m²から合わせまして、48筆合計で543, 459m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇〇〇〇さん。譲受人として〇〇〇〇株式会社となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。

続いて、1利の33番。狩別2509-1。地目採草畠。地積45, 851m²から合わせまして、53筆合計で1, 796, 826m²。対価と致しまして使用貸借権。時期につきまして、令和2年4月1日から令和7年3月31日。譲渡人と致しまして〇〇〇〇さん。譲受人として〇〇〇〇株式会社となってございます。譲渡理由、譲受理由と致しましても先ほどと、同じ理由となってございます。内容としては以上です。

円丁会長 まずは、1利の14について質疑等ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

円丁会長 なければ、次に1利の15から、1利の18について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、1番水野委員に退席を命じます。

(水野委員退席)

それでは、1利の15から、1利の18について、質疑等ございませんか。

委員一同	(異議なしの声)
円丁会長	質疑がなければ、水野委員に入場をお願いします。
	(水野委員着席)
	続いて、1利の19から、1利の25について、質疑等ございませんか。
	なければ続いて、1利の26から、1利の32について、質疑等ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
円丁会長	なければ最後に、1利の33について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番大武委員に退席を命じます。
	(大武委員退席)
	それでは、1利の33について、質疑等ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
円丁会長	質疑がなければ、大武委員に入場をお願いします。
	(大武委員着席)
	お諮りいたします、本案を可決することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
円丁会長	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。
	日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。
小林局長	日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出がありましたので、御審議願います。令和2年3月27日提出。猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

まずは、受付番号2番の案件から、所在地、浜猿払3745-1。地目、畠。面積につきましては、28, 878m²のうち624m²となってございます。利用者につきましては、○○○○さんとなってございます。

続いて、受付番号3番。所在地、芦野2162-1。地目、畠。面積につきましては、94, 889m²のうち1, 105m²と、所在地、芦野2170-1。地目、畠。面積998m²のうち201m²。利用者と致しまして、○○○○さん。

続いて、受付番号4番。所在地、狩別2914-1。地目、畠。面積につきましては、40, 926m²のうち1, 003m²。利用者と致しまして、○○○○さんとなってございます。

こちらの、議案の詳細につきましては、附属資料の見出し議案第3号を見て頂いて、こちらに農地法の転用許可に関する審査表の方を添付してございます。こちらの方で内容を確認致しまして、今回の議案を提出してございます。内容については以上です。

円丁会長 まずは、受付番号2番の件について質疑等ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

円丁会長 なければ次に、受付番号3番の件について質疑を賜りますが、本案について私は、私自身に関わりますので、議事参与の制限に該当します。退席を致しますので、進行は一旦、職務代理者にお願いをいたします。

水野委員 引き続き、議事を進めさせていただきます。受付番号3番の件について、質疑等ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野委員 質疑がなければ、円丁会長に入場をお願いし、以降の進行を会長にお戻しいたします。

(円丁会長着席)

円丁会長 それでは、受付番号4番の件について質疑を賜ります、質疑等ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

円丁会長 お諮りいたします、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

円丁会長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による

許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第4号、農業委員会の活動計画についてを議題と致します。
内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第7、議案第4号、農業委員会の活動計画について。下記のとおり農業委員会の活動計画について、御審議願います。令和2年3月27日提出。猿払村農業委員会会長円丁辰夫。

農業委員会の活動計画。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価を附属資料の見出し議案第4号の別紙様式2に記載してございます。

こちらの内容につきましては、1番と致しまして農業委員会の現状の内容を記載してございます。耕地面積として、5, 670ha。経営耕地面積6, 446ha。農地台帳面積と致しまして、5, 803haとなってございます。総農家数51戸。販売農家数51戸の主業農家数45戸、準主業農家数6戸。この内容につきましては、農林業センサスに基づいての記載となってございます。

農業委員会の現在の体制と致しましては新制度に基づく農業委員会の体制として定数10に対して実数10。認定農業者8、女性1、中立委員1となってございます。

次のページに行きます。2番の扱い手への農地の利用集積集約化として、現状及び課題と致しましては、現在、農地の利用集積は円滑に図られていて、今後も遊休農地を発生させないよう扱い手に利用権の設定による農地の有効利用図っていくとなつてございます。令和元年度の目標及び実績と致しましては、集積目標5, 670haに対して、集積実績5, 486haとなってございます。達成率と致しまして、96.75%となってございます。

目標の達成に向けた活動と致しまして、活動実績、農協等と連携し、農地の賃貸、売買の要望を把握して効率的に農用地を集積した。また、離農跡地については、農地保有合理化事業を活用し、新規就農者へ農地の集積を行ったとなつてございます。

目標及び活動に対する評価と致しまして、目標の設定は現状どおりで良いと考えております。より要望を集約し、効率的な集積を行うべく活動していく必要があるとなつてございます。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進として、現状及び課題と致しまして、過去数年間で2名の新規就農者が実現した。今後も扱い手不足が発生することが予想されることから、新規就農対策を行い扱い手の確保を目指していくと記載してございます。

令和元年度の目標及び実績として、参入目標1経営体に対し、参入実績1経営体となってございます。

目標の達成に向けた活動として、活動実績と致しましては、5月23日から5月25日に宗谷酪農セミナーin 酪農学園に参加してございます。また、10月26日から10月28日新規就農フェアにも参加してございます。

目標及び活動に対する評価と致しまして、目標に対する評価として、新規就農者1名を得ることができた。引き続き普及啓発に努めたい。活動に対する評価として、活

動をとおして猿払村酪農の認知度を高めることにつながるため、引き続き実施する必要があるという事を記載してございます。

続いて、遊休農地に関する措置として、現状及び課題として、現在、遊休農地は確認されてはいない。離農跡地等が発生した場合、農協等と連携を図り地域の中心となる扱い手へ集積を図る。

目標の達成に向けた活動と致しましては、農地の利用状況調査を実施しております。調査定員10名、時期としては10月の間で実施しております。

続いて、違反転用への適切な対応と致しましては、現時点では違反転用はないとなつてございます。活動計画、活動実績として違反転用を発生させないよう、今後も継続して、農地パトロールを行っていく。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として、農地法第3条に基づく許可事務を行っています。年間処理件数2件のうち、許可案件2件となってございます。

続いて、農地転用に関する事務につきましても、年間処理件数4件、知事案件は無かったとなってございます。

続いて、農地所有適格法人に関する報告への対応と致しまして、現在管内では12法人ございまして、報告書の提出は12法人とも提出してございます。

情報の提供につきまして、賃貸料の情報と致しましては、賃貸借件数として65件、公表時期として令和2年3月、ホームページ上でしていきたいと思います。農地の権利移動等につきましては、対象の権利移動につきましては202件。こちらの方についてもホームページ上で令和2年3月に公表します。農地台帳の整備につきましても、実施状況として整備対象面積として5,803ha。データを令和元年9月30日に更新済みとなってございます。

最後に地域農業者から主な要望、意見及び対処内容とすれば、特にございません。事務の実施状況の公表につきましては、総会の議事録を村のホームページで公表しております。こちらの活動計画の点検、評価につきましても、同じくホームページにて公表しております。内容については以上です。

円丁会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

円丁会長

異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、農業委員会の活動計画についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第8、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振

興地域の整備に関する法律に基づく計画変更のため、同法施行規則第3条の2に基づき、猿払村長より当会へ意見を求められた本件について、意見の有無についてご審議願います。令和2年3月27日提出。猿払村農業委員会会长円丁辰夫。

概要といたしまして、農業振興地域の整備に関する法律では、おおむね5年ごと、農用地等の面積、土地利用の状況等を調査することとされており、当該基礎調査に基づき農業振興地域整備計画の変更をしなければならないとされております。

猿払村では現在縦覧公告を行っているところであります、意見及び異議を集約後、北海道との協議を経たうえ、4月下旬から5月上旬にかけて新たな計画を樹立する予定となっております。そちらの計画の内容については別冊の方にあります、議案第5号の猿払村農業振興地域整備計画書案というものがついてますので、こちらが今回見直しをした一覧の計画となってございます。最後のページに今回の面積の比較が載ってございますので、こちらの方を説明させていただきます。今回は全体の見直したことによ伴いまして最終的には総面積が旧計画では9,710.3haであったのですが、1,094.2haが減少して新計画につきましては8,616.1haとなってございます。上段にあります農用地につきまして旧計画では9,628.5haだったのが今回の見直しにより1,152.6ha、新計画として8475.9haとなってございます。大まかな一につきましては、今までの算出の仕方より、数値に正確なデジタルで1筆1筆を計算しながら積み上げていった結果今回の数値になったということでございます。大きく計画の中でも増やしたり減らしたりと、そんなに大きい変化はしていないので元々の精度自体に差が出てきたということでございます。あと詳しい内容につきましては、先ほどの計画内容に目を通して頂いてご質問があれば答えていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。内容については以上です。

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委 員 一 同

(異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第9、その他。その他として、事務局から何がありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

なければ、これで第7回農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議長 円 丁 辰 夫

會議錄署名委員

森 芳也



會議錄署名委員

木村 建二

